

事業名 **港区子ども家庭総合支援センターのオープンまで3か月半！
港区児童相談所を開設します**

<p>ここがポイント</p>	<p>◆令和3年4月に開設する児童相談所は、子ども家庭支援センターと連携し新たな児童相談体制を構築します。 ◆子どもに寄り添う有償ボランティア「みなとハートフレンド」を創設します。</p>	<p>事業費</p>	<p>—</p>
-----------------------	--	-------------------	----------

平成28年6月の児童福祉法改正により、特別区においても児童相談所が設置できるようになりました。区は、増加する児童虐待等の子どもの相談に、迅速、丁寧に、切れ目なく対応するため、令和3年4月1日に、区立の児童相談所を設置します。

〈港区児童相談所の基本方針〉
児童福祉法の理念に基づき、区の全ての児童が、権利の主体として、適切に養育され、生活を保障され、愛され、保護され、心身の健やかな成長発達と自立が図られることを目指します。区民に身近な基礎自治体として、地域と連携協力し、児童の年齢及び発達の程度に応じてその意見を尊重し、児童の最善の利益が優先して考慮されるよう努めます。

基本方針の実現に向けたポイント

<p>① 組織体制と人材の確保・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 豊富な実務経験を持つ職員の採用や職員派遣により、高度な専門性を持つ職員を配置 	<p>② 新たな児童相談体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 虐待の通告窓口を児童相談所に一元化し、専門職がリスクを判断、子ども家庭支援センターと連携してケースの状況に応じた迅速丁寧に対応 子ども家庭支援センターにDVや家族問題の相談に応じる家庭相談センターの機能を一体化、子どもと家庭への幅広い相談支援を充実
<p>③ 児童の権利擁護の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童の意見を丁寧に聴取し、適切に対応 児童の意見を代弁するアドボケイトの配置 一時保護所の第三者評価の実施 一時保護所でのタブレット活用による学習の保障 	<p>④ 「みなとハートフレンド」の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> 港区児童相談所が関わる子どもや家庭を支援する有償ボランティア制度。大学生、専門学校生、シニア世代まで含めた区民等の支援者を育成

職員合計 約85人


- 児童相談所 児童相談課
 - 所長(=部長)
 - 副所長(=課長)
 - 相談援助担当 課長
- 運営調整係【事務】
- 児童福祉係【児童福祉司、保健師、弁護士、医師、人材育成専門員、警察OB、電話受付専門員】
- 児童心理係【児童心理司】
- 保護係(一時保護所)【保育士、看護師、心理療法専門員、学習指導員】

相談は来所・電話・訪問・文書等の様々な方法で実施。児童相談所には「港区児童虐待相談ダイヤル」を設置し、夜間休日でも電話受付相談員が対応！

施設の概要(港区子ども家庭総合支援センター) 住所:南青山5-7-11・12


「港区子ども家庭総合支援センター」は、児童相談所、子ども家庭支援センター、母子生活支援施設の複合施設です。妊娠期から子育て期、思春期、児童の自立まで一貫して切れ目のないきめ細かな支援を行います。

- 1階:子ども家庭支援センター
- 2階:児童相談所(事務室、会議室等)
- 3階:児童相談所・子ども家庭支援センター(相談室)
- 4階:母子生活支援施設



令和3年4月1日開設!

問合せ

	<p>課長 児童相談所設置準備担当 保志 ☎ 03-3578-2171(直通)</p>
	<p>係長 子ども家庭課 児童相談所設置準備担当 羽田 ☎ 03-3578-2162(直通)</p>